
令和6年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和6年9月13日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和6年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 興梠 恵志	書記 興梠 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 興梠 貴俊
財政課長 …………… 霜見 勉	総合政策課長 …………… 湯川 哲
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 佐伯 竜也
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 飯干 由紀
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 佐藤 美和
保健福祉総合センター所長 …………… 工藤加代子
上下水道課長 …………… 飯干 和宣
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質問願います。

最初に、田中義了議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（2番 田中 義了議員） 2番、田中義了です。ふるさと高千穂を誰よりも愛していると自負している田中です。きつい言葉も出るかと思いますが、それは老人のうわ言か、いい意見なのか判断して、いい意見だったら採用していただきたいと思います。小言幸兵衛みたいになることが多いんですけど、町長の町政の認識を伺いたいと思って、教育行政も入っておりますけど、それより上の町政の段階の町長の認識を伺いたいと思っておりますので、そういう趣旨で質問させていただきます。

まず、第1は、高千穂中学校移転新築及び高千穂高校との併設に関する問題についてであります。

高千穂中学校移転新築検討委員会の開催日時・委員の出席状況・主な検討内容について尋ねたい。

（2）で、同委員会の答申は、いつ誰に渡されたのか。

3、高千穂中学校の移転新築に係る総事業費の概算内訳とそれに対する財源内訳、さらに事業

期間と完成見込み時期を町民に報告すべきではないか。

4、高千穂高校との併設について、宮崎県に対して断り、納得してもらったとのことだが、町長はその断った理由の報告を受けたのか。その理由の内容は。さらに、宮崎県に中高一貫校か併設校の陳情をしたときにどのような回答をもらったのか。

5、将来は小中一貫の義務教育校のことが同委員会や6月定例会最中にその発言を聞いたが、町長はその構想をいつから持ち、庁内の意思統一はされているのか。

6、高千穂高校の存続の危機を町長に再度尋ねたい。全国卒の具体的な検討・実行はどこまでできているのか。

7、昔、福祉ゾーンに福祉施設建設が予定され、宮崎県に承認申請を提出後にその申請を取り下げた事案があります。その内容が不明のままです。なぜ、取り下げたのか。建設地の地盤の問題はないのか、というふうに思い巡らすところです。現在の福祉ゾーンの代替地はどうなるのか。

次に、高千穂町内における町民、観光客等に関わる安心、安全対策について伺います。

まず、9月は防災月間でございます。地震対策について。

1、8月8日の日向灘地震発生時、町長は町役場職員にどのように指示し、町民に対してどのように呼びかけたか。

2、気象庁の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表直後、1週間、町長はどのように対応されたのか。岸田首相や河野県知事は1週間どこも行かないで待機されたような記事を見ました。

3、同地震による町内の被災状況、関連して、経済的な損失はなかったのか。

4、同地震当時、高千穂町内における旅行者、特に外国人観光客に対してのサポートはどうしたのか。その対応マニュアルなどを作成しているのか。

5、町作成の防災マップに間違いが多いことを指摘したが、再度、職員による手作りの防災マニュアルを作成してはどうか。

6、私、50年前に自分の子供を東京都心の学童保育に出していたもんですから学童保育という言葉を使いましたが、高千穂では学童クラブということですので、学童クラブというふうに直して質問いたします。

最近の学童クラブの箇所数・児童数は。地震対策マニュアルは作成されているのか。

高齢者、障害者に対して、地震発生後、どのような支援をしているのか。

国は上水道関係の浄水場、導水管、下水処理場の耐震化を推進しているが、本町における対応はどうなんだ。これは能登半島関係で、上下水道関係の話がいっぱい出ております。

それから、最近の異常気象。去年、今年と2年続けて異常気象が続いております。その猛暑対策について。

気象庁発表の高千穂町最高気温は36度か37度ぐらいだったと思いますけど、私の家の玄関脇の温度計は最高で43度を示しておりました。本町では、熱中症警戒警報はどのようにして発するののか。

2、猛暑の市街地を歩く観光客に対して、クーリングホーム、ミストなどの暑さ対策を考えているのか。

3、公共施設における空調設備の整備状況は。例えば、教育施設、公民館など。未整備の施設は早急に整備する必要がある。これは、他の市町村では、もう9月の議会に空調設備の整備の補正予算なんかも出されております。

4、高齢者、障害者などの室内クーラー設置状況の確認とその設置費用の一部補助は考えないのか。

特に高齢者は、感度が悪くなるのか、暑くなってもクーラーを入れない人もいるし、経済的な面で入れない人もいます。そういうことを考えて、そっちを考えないかと思っております。

コロナ対策について、3番目です。

5類になっても流行は続き、コロナに罹患しても自宅療養で過ごす町民が多く、そのためにコロナが蔓延するのではと思いますが、町として何らかの対策はないのか、町長の考えを伺いたいと思います。

以上、大きな2つのテーマで、町長に質問いたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、田中義了議員の御質問にお答えいたします。

1件目の高千穂中学校移転新築及び高千穂高校との併設に関する問題についてのうち、1点目の高千穂中学校移転新築検討委員会の開催日時・委員の出席状況・主な検討内容についてであります。令和5年8月に高千穂中学校移転新築検討委員会を設置し、令和5年10月4日の午後2時から第1回検討委員会を開催しております。委員15名のうち、14名出席、1名欠席となっております。主な検討内容は、事務局から高千穂中学校施設の現状、高千穂町立学校児童生徒数の現状及び将来推計、検討委員会の役割とスケジュール、移転先候補地の概要についての説明と移転先候補地の現地視察を行っております。

令和5年10月23日の午後3時から第2回検討委員会を開催、14名出席で1名が欠席となっております。主な検討内容は、事務局から移転先候補地比較表と移転先候補地評価シート、今後のスケジュール（案）について、説明を行っております。

令和5年11月22日の午後3時から第3回検討委員会を開催し、12名出席で3名欠席となっております。主な検討内容は、事務局から移転先候補地評価シートの集計結果の報告と基本計

画（案）の概要、建設スケジュール（案）についての説明、移転先候補地の選定を行っております。

令和6年1月26日の午後3時から第4回検討委員会を開催し、10名が出席、5名が欠席となっております。主な検討内容は、事務局から高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画（案）について、説明を行っております。

令和6年2月22日の午後3時から最終の第5回検討委員会開催し、12名が出席、3名が欠席となっております。主な検討内容は、高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画（案）の承認となっております。

次に、2点目の同委員会の答申はいつ誰に渡されたのかとの御質問であります。高千穂中学校移転新築検討委員会の答申につきましては、検討委員会で策定いただいた高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画を令和6年2月26日に検討委員会委員長から町長である私に答申をいただいたところであります。

次に、3点目の高千穂中学校移転新築に係る総事業費の概算内訳とそれに対する財源内訳、さらに事業期間と完成見込み時期を町民に報告すべきではないかとの御質問についてであります。高千穂中学校移転新築に係る総事業費につきましては、現在、開校予定時の生徒数に応じた必要な面積や規模の算出を関係課で行っている状況であります。施設の構造や設備を配慮した算出は、現時点では困難でありますので、総事業費については、現時点ではお示しすることはできません。参考としましてですが、令和5年4月に開校した木城町の義務教育学校では、小中それぞれ1学年2クラスずつの18クラスの学校であります。校舎などの工事費用は約29億円となっているようであります。財源につきましては、現在、県の教育委員会を通じて、中学校整備に係る文科省所管の補助事業メニューや国交省所管の都市構造再編集集中支援事業の協議を行っているところでありますが、できるだけ有利な補助金等を活用し、財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、事業期間と完成見込み時期につきましては、準備から使用開始までの事業期間を他の自治体や本町でのこれまでの事例等を基におおむね5年程度と見込んで、令和11年度の開校を目標としておりますが、協議や手続等で時間を要することになった場合には変更となることも想定しております。

今後の建設計画につきましては、7月に設置要綱を制定しました高千穂中学校建設検討委員会におきまして、委員の皆様にご審議を賜り、御意見をいただきながら、慎重かつ迅速に事業を進めてまいりたいと存じます。

次に、4点目の高千穂高校との併設について、宮崎県に対して断り、納得してもらったとのことだが、町長はその断った理由の報告を受けたのか。その理由の内容はと。さらに、宮崎県に中

高一貫校か併設校の陳情をしたときにどのような回答をもらったのかとの御質問についてですが、高千穂高校との併設の件につきましては、令和4年8月に教育長とともに県の教育委員会を訪問し、県の施設を町立の学校が使うとなると、設置者の異なる学校による権限や管理上での問題やカリキュラム編成上でのかなりの工夫が必要になるなど、管理体制が複雑となるため、高千穂中学校については町単独での建て替えを検討し、高千穂高校との併設は考えないとの町の方針をお伝えしたところであります。

また、県立の中等教育学校や併設型中高一貫校の件につきましては、県の教育委員会からは、「五ヶ瀬町に県立の五ヶ瀬中等教育学校があるため、県立の中高一貫校にする考えはない」との回答をいただいたところであります。

次に、5点目の将来は小中一貫の義務教育校とのことが同委員会、6月定例会最中にその発言を聞いたが町長はその構想をいつから持ち、庁内の意思統一はされているのかとの御質問についてであります。庁舎内での意思統一については、まだ、そのような段階ではありませんが、将来的には義務教育学校のことも視野に入れた全体計画を持たなければならないという認識であり、現時点で何年度からという構想は立てられないものと考えております。しかしながら、急激な児童数減少は予想を超えた速さで進行するおそれは十分ありますので、年次的に状況を分析し、早めの手だてを考える必要はあると考えております。

6点目の高千穂高校の存続の危機を町長に再度尋ねたい。全国卒の話の具体的な検討・実行はどこまでできているのかであります。令和6年度第2回の定例会一般質問でお答えをしたとおり、近年の高千穂高校の生徒数の推移は、平成26年度が389人、平成30年度が367人、令和5年度265人、今年度も265人となっております。特に平成30年度から5年間の生徒数減少は顕著であり、高千穂高校の存続については強烈的な危機感を抱いているところであります。高校が地域からなくなる、若者が地域からいなくなる、これは高校のみならず町全体の存続に関わる重大事項であると考えております。そのため方策の一つとして、昨年、3町で県教育長に対し、全国卒での募集対象校としていただくよう要望をさせていただきました。その結果、令和6年3月に宮崎県教育委員会において全国卒の導入が決定され、令和7年4月入学の新入生から全国卒で生徒を募集いたします。現在、総合政策課において全国卒生徒の受入先となるホストファミリー、下宿先の調査・確認を行っております。

生徒募集につきましては、総合政策課、魅力向上推進委員会、高千穂高等学校が連携して当たっており、全国卒生徒募集を行う大半の高校が参加している一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学」に参加しております。この「地域みらい留学」のホームページにおいて高千穂高等学校の紹介を掲載しており、定期的に行われるオンライン全体説明会にも参加しております。また、月1回から2回のペースで開催されるテーマ別説明会にも出席し、

説明・PRを行っております。また、8月24日、25日に、東京都で開催された合同学校説明会「地域みらい留学高校進学フェス」にも参加し、高千穂高等学校校長はじめ、先生方、総合政策課、魅力向上コーディネーター、過去に高千穂高等学校の2年生として1年間留学をしておりました、「地域みらい留学365」のOB・OGで説明・PRを行いました。高千穂高校のブースには30組弱の親子が説明を聞きに来ており、高千穂高等学校に関心を持たれたとの報告を受けております。その他、7月23日、24日の高千穂高校オープンスクールにも全国枠で1組、学校見学会で直接高校の視察に来た親子が1組いらっしゃいます。高校入学願書の提出は年明け以降でありますので、今後も生徒募集のPRを続け、高千穂高等学校の取組であります全国枠での生徒募集を支援していく予定であります。

次に、7点目の建設地の地盤に問題はないのかの御質問にお答えをいたします。

御質問の前段の「昔、福祉施設建設が予定され、宮崎県に承認申請を提出後にその申請を取り下げた事案があり」とありますが、確認をいたしましたが、そのような事実はなかったと思われます。

ときわ園や老人福祉館、デイサービスセンターの移転案もありましたが、ときわ園は、検討の結果、現在の場所に建設をされ、老人福祉館やデイサービスセンターについては、有利な補助事業がなく、現在までのところ移転新築できていないということでございます。

福祉ゾーンに関しては、多少軟弱な地質があり、盛土に流用する発生土に一部土壌改良を行ったと聞いておりますが、近隣で建設された旧高千穂の湯の建物、また、温水プールなどが建設されておりますので、校舎等をもし仮に福祉ゾーンに建設しましても、建設には問題ないと考えられます。

今後、中学校建設検討委員会の中で、校舎・体育館・グラウンド等の配置が検討され、基本計画・詳細設計へと移っていくと考えられますので、必要であればボーリング調査等も行う必要が出てくると考えられます。

次に、8点目の現在の福祉ゾーンの代替地はどうするのかについてであります。子育て支援センターや老人福祉館、デイサービスセンターなど、福祉関連施設は老朽化が懸念されております。先ほど答弁いたしましたとおり、また、そのような施設の建設が計画されていたところです。

今後どのような方向性で建設するのか具体的に検討する段階で、建設地についても併せて検討したいと考えております。

次に、2件目の高千穂町内における町民、観光客等に関わる安心、安全対策についての御質問にお答えいたします。

1番目の地震対策についてのうち、1点目の8月8日の日向灘地震発生時、町長は役場職員にどのように指示し、町民に対してどのように呼びかけたかですが、地震発生後、震度が4であつ

たため震災応急対策計画に基づき総務課において情報連絡本部を立ち上げたところです。各課施設からの被害情報収集を行ったところ、直接的な被害は認められませんでした。その後、気象庁の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受け、高千穂町公式LINE及び防災無線において町民の皆様に向けて、通常時より大地震が起きる可能性が相対的に高まっており、一人一人が災害対策を再確認した上で、日常生活を送る必要がある旨を周知いたしました。情報連絡本部の立ち上げから情報収集等については随時、報告を受けることになっており、必要に応じて協議し対策を進めることとしております。

2点目の気象庁の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表直後、1週間の町長の対応についてですが、発生直後は、町の関係課や関係機関からの情報収集を行うとともに人命優先の観点から各種イベントの実施の可否等について必要に応じて協議を行いました。私としましては、初めて発表された地震臨時情報であり、巨大地震の発生確率が高まっている状況でありましたので、緊張感を持って万一地震が発生した場合にも対応できるよう備えておりました。

3点目の地震による町内の被災状況、関連する経済的な損害についてですが、まず、人、建物や道路等の被害報告はございませんでしたが、一部の林道において落石等が確認されました。

また、行政報告でも申し上げましたように、高千穂峡ボート乗り場下流での柱状節理の一部崩落があり、安全確認のため4日間、ボートが運休となりました。

また、巨大地震注意の発表も影響し、観光需要が減少、貸しボート、高千穂神楽のキャンセルで約660万円の減収、宿泊関係のキャンセルで約950万円の減収との報告を受けております。

また、鬼八の蔵や道の駅等においても、例年より売上げは伸びたものの地震の影響で観光客自体は減少した旨の報告も来ております。

上水道においては、地震発生直後に水源の水が白濁したため、御塩井ポンプ場の取水を停止しました。約2時間後に濁りが解消され取水を再開しております。各家庭への給水につきまして、節水の呼びかけを防災無線とLINEにより行いましたが、給水制限等の措置は行っておりません。

農林業及び畜産業においては、日向灘地震による被害報告はございません。

次に、4点目の地震当時、高千穂町内における旅行者、特に外国人観光客に対してのサポートはどうしたのか、対応マニュアルなどを作成しているのかについてですが、観光協会や観光事業者等に聞き取りを行いました。それぞれの事業者のマニュアルに基づいて対応しており、地震時に観光客がパニックになるようなことはなかったと聞いております。

次に、5件目の町作成の防災マップに間違いが多いことを指摘したが、職員が手作りで防災マップを作成してはどうかとの御質問ですが、令和4年6月議会において田中議員から防災マップ上の地名表記に誤りがあると指摘されましたが、防災マップを再度確認したところ、地図上の地

区名や小字名の表示場所のずれや漢字表記の相違が一部にあるようです。また、道の駅や西臼杵支庁の建物の表示はあるものの施設名が明記されていないことを確認したところです。防災マップとしては、土石流警戒区域等や最寄りの避難所としての公共施設、福祉施設等が大きくカラーで目立つように表示してありますので、住民の方が防災マップで危険箇所や避難先を確認する上では、大きな支障はないものと判断をしており、現時点において、再度職員が作成する必要はないものと認識しておりますが、今後、防災マップの更新を行う際には、御指摘の点も考慮しつつ、住民の皆さんにとって見やすく、利用しやすいものとしてまいりたいと思います。

次に、6点目の最近、学童保育の児童が多いと聞くが最近の学童保育所の箇所数・児童数は。地震対策マニュアルは作成されているのかについてですが、箇所数は、小学校単位で開設しておりますので5か所、2学期始業時点の登録者数は、高千穂小112名、押方小28名、岩戸小48名、田原小28名、旭ヶ丘学童38名となっております。

また、地震対策マニュアルにつきましては、高千穂町放課後児童クラブ安全計画、高千穂町放課後児童クラブ危機管理対応マニュアルを作成し、事件、事故、災害などに対して、事前対策、応急対策、事後対策における役割を明確にし、適切な対応を取ることができる体制を構築しております。今年度は8月に消防署に協力をいただき、地震を想定した避難訓練を実施しております。

次に、7点目の高齢者、障害者に対して地震発生後どのような支援をしているかについてであります。今回の地震では被害の報告を受けておりませんが、災害などで被害を受けられた際には、状況に応じて食料や日用生活品などの備蓄品の提供や見舞金・支援金などの支援を行います。

次に、8点目の国は上下水道関係の上水道、導水管、下水処理場の耐震化を推進しているが、本町における対応はありますが、上水道施設の管路の耐震化状況については、耐震適合管も含め管路区分ごとの割合で導水管が45.5%、送水管が20.8%、配水本管が39.7%、配水支管が2%となっており、管路全体の割合では16.4%となっております。令和3年度に策定した、高千穂町水道事業ビジョン、アセットマネジメント並びに、令和5年度に策定した、高千穂町上水道事業管路更新計画に基づき、今年度より基幹管路を中心とした重要管路の耐震化・更新を実施いたします。

また、上水道施設の浄水場、配水池並びに、簡易水道施設については、耐震化されていない施設が多いため、今後、更新需要及び財政計画の検討と更新事業の補助要件等を確認しながら計画してまいりたいと存じます。下水処理場については耐震化実施済みでございます。

続きまして、猛暑対策についてのうち、1点目の気象庁発表の高千穂町最高気温は36度だが市街地は40度を超えている。本町では熱中症警戒警報はどのように発するのかについてですが、近年の地球温暖化による異常気象の影響で熱中症のリスクは大幅に上がっております。そのことを受けて、県内各地にある暑さ指数情報提供地点のいずれかで、翌日・当日の日最高暑さ指数が

予想値33に達すると判断された場合、熱中症警戒アラートを気象庁と環境省が共同で発表しております。さらに暑さ指数状況提供地点、全てにおいて翌日の日最高暑さ指数予想値が35以上に達するほどの過去に例がない危険な暑さが予想される場合、熱中症特別警戒アラートが発表されます。

本町では、これまで、熱中症特別警戒アラートが発表されたことはございませんが、発表された場合には、防災無線や町公式LINEにて、町民の皆様に熱中症対策に最大限備えていただくよう注意喚起を行います。

2点目の猛暑の市街地を歩く観光客等に対してクーリングホーム、ミストなどの暑さ対策を考えているのかについてですが、本年、岩戸のあまてらす館におきまして観光客のために試験的にミスト散布を行ったところ、大変好評だったようです。議員御指摘のとおり、今後、夏場の観光客向けの暑さ対策は重要であると考えますので、観光客が市街地等において涼を取ることのできる環境づくりにつきまして、商工会や観光協会等との協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の公共施設における空調設備の整備状況、例えば、教育施設、公民館など。未整備の施設は早急に整備する必要があるのではにつきましては、各課施設の状況を確認いたしましたが、住民が公共的に利用する施設においては、空調設備はほぼ設置を完了している状況です。一部の老朽施設においては設置されていない部屋もありますが、今後の設置については、施設の利用度も含めて検討してまいりたいと存じます。

なお、令和6年7月に本庁舎、出張所、中央公民館等をクーリングシェルターとして指定したところでございます。熱中症特別警戒アラートが発令された際には、住民の皆様の積極的な利用を促してまいりたいと存じます。

4点目の高齢者、障害者などの室内クーラー設置状況の確認とその設置費用の一部補助は考えられないかについてであります。現時点で個人宅の設置状況については把握をしておりません。また、設置補助については現在のところ考えておりませんが、熱中症にかかれた高齢者の中には、エアコンの利用に消極的な方が多いとの報道もございますので、室内の温度に応じてエアコンの積極的な利用を呼びかけてまいりたいと存じます。

最後に、コロナ対策についての質問にお答えいたします。

5類になっても流行は続き、新型コロナに罹患しても自宅療養で過ごす町民が多く、新型コロナが蔓延するのではないかとと思うが、町としての対策はとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に感染症法上における分類がインフルエンザや百日咳・麻疹・風疹等と同じ5類となり、個人個人の予防に重点を置く感染症の取扱いとなっており、万一罹患した場合は、病院を受診し医師の指示に従って療養していただくこととなります。

また、令和6年4月1日に予防接種法が改正され、65歳以上の高齢者等に新型コロナワクチン接種を行うことで新型コロナ感染の重症者を減らすことを目的とし、定期接種対象となったところです。今回、補正予算で定期接種対象者に対する助成費用を上程させていただき、認めていただいたところでありますので、今後、公民館回覧、ホームページ、LINE等を活用して助成内容の周知に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 私は一般質問を欠席したことはないんですけど、今回の質問でちょっと長過ぎたなと思っているんですけど、というのは、まず第1点、移転検討委員会の関係の経緯を尋ねました。議運でも「町広報やホームページで知らせてあることを何で聞くんだ」という話でした。それで、私は、町の広報を読んでない人もいます、広報、公民館組織に属していない人もいます、ホームページ、私もスマホは使いますが、ホームページまでたどり着けない、スマホを持っても、たどり着けない人もいます、ホームページに。そのスマホも持っていない人もいます。そういう人のためにも町民に聞かせたいというのが一つの観点ですけど、もう一つは町長にこの回答文を作るときに気がついてほしかったことがあるんですよ。2つ、3つあります。

1つは、委員会は15人で構成されております。それが3名、代理を入れて、欠席者が3名、3名、5名とか、15名のうち5名の委員が欠席しているのに委員会がちゃんと運営されていたんでしょうか。そういうところを気がつかないのかなと、私は思っております。

2つ目は、第5回の委員会が2月の22日の日だったと思いますが、2月の20日の日ですね、議員の手元には6年度予算がもう届いております。その中には、給食センターの取り壊し費用、設計関係の業務委託関係が1,400万含まれているんですよ。第5回の検討委員会が始まる前に。それも気がつかないかなと。しかも答申が2月の26日、もう翌日には、町長は、もうその答申をそのままのみにして、全協で、こういうふうになりましたと報告をしました。おかしいと思いませんか。しかも町長は委員会の答申を尊重しますという言葉は何回も前の議員の答弁のときに言っておられました。本当に尊重しているんでしょうか。

ということで、少し、この委員会の運営について、私は疑問があったんじゃないかと思います。しかもテーマが、移転先だけを決めるだけであって、移転先がどういう状況にあるかということを知らせてなかったんじゃないかと。

一つは、あそこに陣内に六角堂がありますが、茶屋がありますが、あそこのそばに個人の家がありました。個人の家もアパートも地盤の関係で取り壊しで更地になっております。吾平では水道が断水で前の地震のときに、日向灘地震のとき、断水で町民も大分困ったことがあります。

ました。猿伏の家の2階建ての家だったと思いますけど、家の屋根か何かが修理をされておりました、地震の関係で。高千穂小学校の上の墓石が、山興枌家の元禄時代の墓石が落ちて飛んでいました。狭山トンネルの向こうの佐山地区の民家では、湯沸器のあれですけど、瞬間湯沸器みたいなやつがあったんですけど、それが壊れて半導体の不足で何か月も給湯ができなかったという話を聞いて、あそこあたりが、温泉跡地あたりも、その地震帯の中にあるんですよ。そういうことも知らせてなかったのか。

また、町長も、決起大会まで開きましたと言われました。雲海橋、高千穂インターチェンジ、仮称ですけど、間のルートは、病院の駐車場の北側、浅ヶ部と後河内の三差路のところを通るような形になって塩市のほうに出るトンネル工事があるはずなんですよ。その建設工事の関係、事業期間とか、そういうことを委員の人たちに知らせたんでしょうか。

また、病院までは下水の配管が行っております。でも、今度の分譲地、押方地区の人たちが移転するような分譲地も11戸建て、11戸ですか、の分譲地を造っておりますけど、あそこも下水が使えないで浄化槽を使うような話をされておりました。中学校も浄化槽を使うことになるんじゃないかというふうに私は考えております。そのときに、例えばですよ、くみ取り式になった場合、最近の9月5日の現在のハローワークの資料ですけど、西臼杵衛生公社が人手不足で5人ぐらい募集しております。さらに、これはもっと人手不足で、浄化槽の清掃もままならないことになるんじゃないかというふうに考えて、そういうことを委員の人にちゃんと説明しているんでしょうか。ということで、知らせているか知らせてないか、ノーかイエスかで答えてほしいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

いろいろな周辺の状況については、事細かくはお知らせはしておりませんが、おっしゃったいろいろな条件というのは確かにおっしゃるとおりの部分もあるし、あるいは、高速道路の整備等につきましては、あそこの下、トンネルが抜ける予定ですが、あそこの周辺に直接の工事等についての影響、また、地盤についての影響はないものというふうに認識をしております。

浄化槽につきましては、確かにあそこらあたりまで下水道は通っておりません。もし通すとすれば四、五千万はかかるかなというようなところがありますので、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。

いろいろな条件について事細かくは説明しておりませんが、地震があったというところはもちろんありますが、町立病院であったり、あるいは、近くに高千穂小学校等もあるわけですけど、そういったところで大きな災害が起きたということもありませんし、そういった部分についても、懸念は、それは相当に大きな地震があればどこでも影響はあるわけですが、断層であると

か、そういった部分の大きな影響があるということについては、今のところ問題はないものというふうに認識しています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） あと、予算措置したのが5回の検討委員会の前にも予算措置されているんですよ。温泉跡地ありきでから委員会が開催されたんじゃないかと。しかも欠席者が5名も出るような審議委員会が、私は見たことない。3分の1の人が欠席して審議して、その答申を1日でですね、答申を受けたその次の日にはもう町長がオーケーを出している。検証も何もしてないんですよ、答申に対して。その点どう思いますか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

検討委員会の中では様々な角度から検討していただいた上での、いろんな地域の代表であるとか、PTA代表、あるいは教育委員、議員の皆様、そういった皆様が審議をした結果での答申でありますので、これを一番に重く受け止めさせていただきたいと。

我々につきましては、教育関係のところについては、なかなか専門的な知識を持ち得ないところでもありますので、その部分の検討をこちらからお願いしたわけですから、それに対して、ここがベストだと思いますという結果をいただいたわけですので、それを重く受け止めて、その方向で前に進めていこうかという判断をしたところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） なぜ、令和6年度予算にもう予算化されて、もう新築建築現場の給食センターを壊すような予算をつけたんですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

第5回目の検討委員会の前に、そこが一番いいという結果は委員会の中では出ていたわけでありまして、具体的な計画を計画書までまとめて、その内容について答申をいただいたというところでございまして、我々としても、補正予算で対応しようか、当初予算に計上しようかということについては悩む部分もあったんですけれども、そういった内容で答申を出す方向で話が進んでいますという話も受けておりましたものですから、少しでもやるのであれば、早めに取りかからなければ、中学校の建設についても、後ろにずれ込んでいくということもありましたので、当初予算のほうに計上させていただいたという流れでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 予算制度を無視したようなことを町長はおっしゃっているんじゃないかと思います。答申が出てから予算を措置するのが本来の筋道じゃないかと思います。

また、小中一貫の義務教育校の話突然去年の検討委員会あたりでも出ました。私は、高千穂小学校正面石段の災害復旧もやめたのも、そのせいではないかと。ところが教育委員会の説明では、あそこの元の地主が駐車場に返せと言われたから返しますというような説明されていました。どっちが本当なんですか。放置していたから言われたんじゃないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

決して放置していたわけではなく、直後から、どのようにあそこを災害復旧しようかという話を進めようとしたときに、実はあそこは私有地なんだということで、いつかはあそこを返してもらって自分のところの事業、また、今後の駐車場利用等について、ぜひ利用したいので戻してほしいという話が直後からあったということです。

我々としては、何とかシンボルである階段については元に戻したいというふうに考えておりましたが、どうしても意向が強いというところもありまして、高千穂小学校の運営に関して熱い思いを持っている方等にも意見をお聞きしたところ、そういうことであれば、やむを得ないんじゃないかというような回答もありましたので、やむを得ず、では、あそこの階段はお戻しをし、そして、あそこの近くから新たな上っていけるような階段の設置等について、場所を多く使わないような形の階段を検討できないかということで検討を進めてきたというところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 温泉跡もほったらかし、福祉ゾーンは２０何年間ほったらかしているんです。町政の失態じゃないか私は思います。もっと有効利用ができたんじゃないかと。しかも福祉ゾーンの話で、私の話が事実じゃなかったという話ですけど、私の町議時代に設計図まで見せてもらったんですよ。調べてください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

その設計図があるということであれば、また見せていただければと思いますが、ときわ園等についての話も当初は構想としてあったので、それも含めての話だったのかなと思いますけれども、ときわ園については、田原地区のほうからの熱い要望活動があつて、田原地区内に再建というようなことがあったので、その分については福祉ゾーンでの移転は実現しなかったということが事実としてあります。

その後の利活用につきましては、なかなか有効利用のための事業立案また予算の確保等ができない状況のまま、駐車場利用あるいは資材の仮置場、あるいは、一時的には防災ヘリの離発着場としても利活用するなどの対応をしながら、これまで進んできたということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 町長の答弁、確認しましたが、そのような事実はなかったと言
うんですよ。本当に確認したんでしょうか。町議の間ですね、町議の中でも記憶に残っている人
はいると思いますよ。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 担当課のほうで確認をさせましたけれども、そういった事実は確認で
きなかったというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） もっと調査してほしいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 答弁ですか。

○議員（２番 田中 義了議員） いや、もう調査してほしい。今。時間をとめてでも。

○議長（坂本 弘明議員） いや、それはできませんけど。

○議員（２番 田中 義了議員） いや、事実なかったって、私は事実があったと言っているのに
事実がなかったと言っているんですよ。町長は。

○議長（坂本 弘明議員） その資料については……。

○議員（２番 田中 義了議員） 資料じゃなくて、そういう事実があったかどうか。そのぐらい
は町の職員でも、２３年ぐらい前ですから覚えている人がいると思いますよ、中には。いないん
ででしょうか。誰に尋ねたんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 時間がかかるんだったら後でお願いいたします。

最後に、もう５分間しかないんで、猛暑対策について伺いたいと思います。

今年の本議会に建設関係で５０数件の落札をやられたという報告も聞きました。また、

5,000万円以上が10件、議会の承認を求められました。町民より先に職員の暑さ対策について伺いたいと思います。

最近も農作業をする人、林業する人、建設工事現場で働く人、ファンのついた作業着を着ていると思います。高千穂町では、そういう現場に行く人の猛暑対策、何かされているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

それはうちの職員がということでよろしいですか。

○議員（2番 田中 義了議員） そうです。まずは職員を大切に、それからの町民の対策だろうと思います。

○町長（甲斐 宗之町長） 特に職員に対してファンを貸与するとか、そういったことは行っておりませんので、職員それぞれの対策ということで、今、職員は現場に出てもらっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 最近、労務対策については、いろんなトラック便の関係でも厳しくなっております。その応援までもらって建設課の担当職員は頑張っておられます。あと農業関係でもそうだと思います。作業員にそういうファンのついた作業着を提供するような補正を組むとか、そういうことをやってでも対策してほしいと思いますが、町長どう思いますか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

職員に対してというところで、職員の待遇だけよくするというところは、なかなか役場としては気の引けるところではあるかなと思いますので、今のところ、その考えはありません。私自身も例えば農作業をするときは自費でファンだったり、冷やすための物を自前で買って対策しているところがございますので、今後とも自前での、自分での対応ということになろうかなと今のところは考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 「サイトみたい」というのをやられていますが、これのもう設計図はできているのでしょうか。そして猛暑対策はできているのか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

「サイトみたい」当初計画時のネーミングでございますけれども、現在発注に向けて図面等は完成しておりますので、積算のほうを進めているところでございます。近く入札をするというこ

とで進めております。

また、言われました猛暑対策については、現在のところ特に先ほどありましたようなミストの対策等々は今のところ設計には入っていないところですが、あずまやみたいなもので日陰をつくることは工夫をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（２番 田中 義了議員） 猛暑対策は熱中症の関係も警戒警報出してほしいと思うことと、まずは観光客が、私は自転車で神殿の坂道を登ったり下りたり、そうすると家族連れであったり外国人であったりするんですよ。そのときに休むところがないんですよ。だから、鬼八の蔵あたりを利用してシェルターみたいに形で使わせるとか。あそこにも小学生、中学生あたりがたむろしている場合があります。お父さんお母さんが迎えに来るまで待っている子もいます。そういうシステムを考慮してほしいと思います。

いろいろともっとあるんですけど、１２月の議会で楽しみに待っていてください。

以上、終わります。田中の質問。

○議長（坂本 弘明議員） ここで、１１時２０分まで休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、中島早苗議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（８番 中島 早苗議員） 中島早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

令和４年に改正された児童福祉法などにより、令和６年４月から市町村はこども家庭センターの設置に努めることが努力義務となっております。

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対して、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行うとともに、新たに支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされております。

また、重要なこととして、こども家庭支援センターの設置により行われることになった子育て世帯訪問支援事業が新設。事業目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が

抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することによって、家庭や養育環境を整え、虐待のリスクの高まりを未然に防ぐこととしております。

家庭訪問をして支援する子育て世帯訪問支援事業が事業化されることになった一つのきっかけとしまして、産後ドゥーラの取組があります。産後ドゥーラとは、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートする知識・技術を体系的に75時間の講義・実習を受け、産後の母親に対してあらゆるサポートができる職業であります。

東京都中野区の宗さんは、ベテランの助産婦さんです。2,000人以上のお子様を取り上げてきました。現在は、東京都助産師会の会長であります。

宗さんの言葉によりますと、出産直後の母親の体は交通事故で全治2か月というダメージに匹敵するほど弱っているといいます。また、ホルモンバランスが大きく崩れ、産後鬱のリスクは全ての出産直後の母親が抱えているということでもあります。

今の時代、母親になる女性は、少子化の時代に生まれ、周囲に頼れる人の少ない核家族暮らしをしている人がほとんどであります。出産直後の母親が家に帰ってからのことがとても心配でなかったと宗さんは言います。2012年にドゥーラ協会を立ち上げ、孤立し疲弊しがちな現代のママさんに寄り添って支える役割の専門家である産後ドゥーラの養成を始めました。それまで家事や育児を代行する業者はいましたが、産後ドゥーラのような幅広く家事、育児、心の悩みまで寄り添って支援する職種はありませんでした。産後ドゥーラの支援を受けたママさんたちからは、「本当に助かった」、「ありがとう」の声が寄せられていると言われていています。子育て世帯訪問事業のガイドラインでは、産後ドゥーラの実績とスキルが大きく生かされております。

このような支援の重要性を見てくると、この事業の担い手の養成と確保が大きな課題となってまいります。

そして責任は市町村に委ねられていて、支援員となる要件は「国が限定した内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者」となっております。

新設されたこの事業には、担い手である支援員の方の養成が大変大事であります。先行事業である産後ドゥーラの養成課程や実践事例のよい点を適切に取り入れながら進めていくことが重要ではないでしょうか。

そこで、町長にお伺いいたします。

1、児童福祉法の改正により、こども家庭センター設置が努力義務となっておりますが、本町では設置の取組がなされているかどうか。

2点目、今回の改正により新たな支援事業の子育て世帯訪問支援事業についての本町の取組の状況はどうなっているか。

3点、子育て世帯訪問支援事業における訪問する支援員となる要件は、国が規定した内容を踏

まえた市町村が適当と認める研修を修了した者となっておりますが、国が規定した内容とはどのような内容か。

4 点目、子育て世帯訪問支援事業において、効率的で効果的な人材育成が成否の鍵になると思いますが、支援員の育成・確保についてどのように考えられますでしょうか。

以上、4 点についてお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、中島早苗議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯への訪問支援事業の推進についてのうち、1 点目、児童福祉法の改正によりこども家庭センター設置が努力義務となっているが、本町では設置の取組がされているかについてですが、これまで本町では、妊娠から出産・子育てに対する切れ目のない支援を行うことを目的とし、げんき荘内に子育て世帯包括支援センター、これは母子保健です、福祉保険内に子ども家庭総合支援拠点、これは児童福祉、を整備し支援を行ってまいりました。

今回の法改正では、この支援センターと支援拠点の2つの機能を維持した上で、母子保健・児童福祉の両機能に基づく相談支援を一体的に行う組織として、こども家庭センターを位置づけています。

センター長をはじめ、双方の業務の連携調整を行う統括支援員の配置が必須となります。人事的な調整も必要なことから来年度のこども家庭センター設置を目指し準備を進めているところであります。

次に、2 点目の今回の改正により新たな支援事業の子育て世帯訪問支援事業について、本町の取組状況はどうなっているかについてであります。国が令和5年度に実施した子育て世帯訪問支援臨時特例事業を本町でも取り組み、引き続き今年度も子ども世帯訪問支援事業として実施しております。

県内では、本町を含め4自治体が実施しているようです。実績としましては、令和5年度2件、令和6年度が、継続を含めて3件で、うち1件は支援が終了しております。内容は対象家庭が希望された家事支援や相談業務となっております。

次に、3 点目の子育て世帯訪問支援事業における訪問する支援員となる要件は、国が規定した内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者となっているが、「国が規定した内容を」とは、どのような内容かについてであります。国のガイドラインには事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の管理や守秘義務について、育児・養育支援では救命講習や事故防止に関する講習を実施することとされております。

次に、4 点目の子育て世帯訪問支援事業において、効率的で効果的な人材育成が成否の鍵になると思うが、支援員の養成・確保についてどのように考えられるかについてであります。この

事業の支援対象者は、1番目に、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及び、それに該当するおそれのある保護者。

2つ目に、食事、生活習慣等において不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者。

3つ目に、若年妊婦等、出産後の養育について出産前の支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等となっております。

このような世帯にアプローチすることの難しさも考えられることから、本町では、子育てや生活環境などの相談や支援は妊娠中から子育て期間中に保護者等と関わるげんき荘や福祉保険課の職員が支援員として対応することとしております。これにより、早い段階から関係機関で連携を図ることや、支援体制についての協議を行うことができます。

なお、家事支援は業者に委託をしております。

また、げんき荘では、授乳相談や沐浴・スキンケア・あやし方などの育児相談、お母さんの心と体の休息を取ってもらうなどの産後ケア事業を行っており、利用される方も増え、好評なようであります。

今後も子育て世帯の健全な環境が整い、子供たちが健やかに成長できるよう支援とニーズの把握に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 子供のための政策をまとめて行う国の行政機関として、こども家庭庁が発足しました。これは子供に関する取組や政策を社会の真ん中に据える、こどももまんなか社会の実現に専門的に取り組む機関であります。

設置の背景には社会の様々な課題があり、少子化は予想より10年以上早いペースで進んでいることや、児童虐待や育児放棄の増加とともに貧困問題の加速化が上げられます。これらのことから令和4年度に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村ではこども家庭センターの設置が努力義務となりました。

そこで、最初に町長にお伺いいたします。

今の子育ての状況や現状をどのように思われますでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

高千穂町においての現状ということで考えますと、保健センター、げんき荘、保健師等を中心に妊娠段階から訪問し、いろいろと相談にも乗れる部分もあるし、また、産後も定期的に訪問し、また、健診等の案内も丁寧に行いながら、また予防接種、そういったところで何度も子供そして

お母さんと接触をし、相談にも乗る体制ができているというふうを考えております。できることはやっているというふうに思いますが、中には、どこに相談していいか分からない方もいらっしゃるのかなというふうにも思います。

また、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター等も保育園等にも出向いていきながら、いろんな場で子供の成長に問題がないか等も把握をしながら、また支援も行っているところがございます。そういった部分においては、高千穂町については、比較的支援が充実しているのではないかなというふうに私は認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 続きまして、福祉保険課長にお伺いいたします。

本町においては、来年度のこども家庭センターの設置を目指して準備されているということですが、具体的にはどのような組織形態になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

こども家庭センターにおきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、児童福祉の機能と母子保健の機能を持つ組織が現在もあるんですけれども、それを継続した形になります。さらに、その上に統括支援員と言いまして、双方の組織の連絡調整連携を図る立場の職員の配置が必要となります。さらに、その上に、総合的に判断をしたり決定権を持ちますセンター長の配置が必要となります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 宮崎県のこども家庭センターの設置状況を調べたところ、設置が宮崎県で13、未設置が13でありました。その中に日之影町が設置されているということでしたので状況調査を行いました。日之影町の組織形態も今さっき福祉保険課長が教えてくださったようなお答えでした。統括支援の方以外は全部兼務ということでのお返事でありました。「家庭センターとして動かれたのですか」と質問したところ、「まず、町民に家庭センターのことを認識してもらうところからと思っております。始まったばかりですから、これからです」というふうに言われておりました。

また、周知の一環としまして、日之影町では庁舎の玄関の看板に「家庭センター」の文字を表示されておりました。そして話を聞かせていただいた部屋にも名前が明記されておりました。

本町においても来年度を目指し準備を進めていらっしゃるとの答弁をいただきましたが、今後どのようなスケジュールで進めていかれるか、再度、福祉保険課長にお尋ねいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 御質問にお答えいたします。

現場レベルでの機能といたしましては、現行と変わりはなく、そういう世帯の支援を行うこととなるかと思います。新たに統括支援員の設置が必要となりますので、今後、その人選であったりですとか、連携をどういうふうに行っていくかというところを母子保健の部分と児童福祉のほうとの共通認識を持って、どういう組織をつくっていくかというところを、今後、詳細を話し合っていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 期待しております。設置後は、ぜひ町民への周知もしっかりとさせていただきたいと思います。

また、今回の児童福祉法の一部を改正するに当たり、こども家庭センターの設置義務とともに子育て世帯訪問支援事業が新しく新設されました。この新事業は、こども家庭センターのサポートプランの作成に基づいて行われて、課題を抱えた児童や家庭のために支援員が訪問し、18歳未満の子供を育てる家庭に対して、家事・育児・相談の支援を行う事業であります。家事・育児・相談支援の3つを軸としております。

本町においても子育て世帯訪問支援臨時特例事業として令和5年度から実施されているとのことですが、支援を必要とする方の情報取得や支援内容等の決定など、どのように行われているのでしょうか。福祉保険課長にお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

情報の取得につきましては、妊娠中からげんき荘のほうもずっと関わりを持ってきておりますし、福祉保険課のほうにおきましても、保育園ですとか、学校とか、訪問させていただいたり、教育委員会、げんき荘との情報共有の場を定期的に持っておりますので、そういった中から気になる世帯だったり支援が必要な世帯だったりというところは、把握をしていくことになるかと思っています。

支援の内容につきましては、対象となった家庭と御相談をさせていただきまして、こちらからの提案と対象家庭からの御希望に沿って話し合いをしながら支援の計画をつくっていくということになるかと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） こども家庭センターの設置とともに、こういった子ども世帯訪

問支援事業というのが新設されたということで、家事・育児・相談支援が一つの支援事業としてできるということは、支援を受ける側にとってはとても喜ばしいことだと思います。家事と育児を組み合わせで支援をお願いしたり、家事だけでよかったりと、家庭の状況に合わせて丁寧に支援を実施することができると思います。

現在、本町においては、支援対象の方へのアプローチの難しさも考えられることから、相談や支援は保護者等と関わるげんき荘や福祉保険員が支援員として対応しております。家事支援は業者の高千穂クリーンとサン・ルームに委託されているという答弁をいただきました。

この家事支援の部分での業者なんですけれども、こういった事業者に対しても研修が必要ではないかというふうに思われますが、これはどのように考えられますでしょうか、福祉保険課長お伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干 由紀課長） 御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいました2事業者につきましては、委託をお願いする際にも事業の内容や支援の必要性をレクチャーといいますか、お伝えする時間を取りまして、そういった御家庭に入っていただくので、注意点ですとか、そういったところを理解していただいた上で支援のほうに入らせていただいております。

世帯によっても支援の在り方が変わってくると思いますので、そこも併せまして、町のほうと事業者とこういうふうに入っていくのがいいのではないかと、回数とか、そういったところを、都度協議をしながら支援を行っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 分かりました。しっかりと連携を取っていただきたいと思います。

国は、訪問支援員の要件といたしまして、保健師・助産師・看護師・保育士等の有識者のみならず、子育て経験者やヘルパー等になることも可能であり、資格要件は問わないとしていますが、様々な研修を受けることが必要で、民間団体が開催している外部研修や外部専門家を活用してもよいとしております。

民間団体の中に、家事・育児・相談支援の3つを軸として産前産後のお母さんに寄り添いプロとして取り組んできた産後ドゥーラと呼ばれる人たちがおります。先ほどお話ししましたが、この方たちは産前産後のお母さんに寄り添い、支えるために必要な乳幼児に関する知識や技法、調理実習や自己防止や安全に対する知識、個人情報保護や法令遵守に関する座学、学習、認定試験を含むと約75時間に及び知識と技法を学ぶとされております。

私も実際講演をお聞きしまして、プロとして様々な知識に裏づけされた支援が疲れ切ったお母さんに安心と心のゆとりを与えたいと思いました。産後ドゥーラの存在が口コミで広がり、平成27年度から東京都中野区では産後ドゥーラを利用することで、区の助成を受けることができるようになりました。現在では、助成を行うところが全国45区市町村に広がっております。埼玉県宮代町では、新しく支援員を養成するため、産後ドゥーラ養成講座の受講料の一部を助成する事業が行われております。支援員となるための研修は外部研修でもよいとされておりますので、産後ドゥーラの養成講座を受講することで支援員に必要な研修を受けたことになります。

そこで、本町においても訪問家庭支援事業を行う上で、産後ドゥーラ養成講座を利用し、受講料の一部を助成するなどして、新たに支援員を養成する考えはないでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

私も、産後ドゥーラという皆さんがいらっしゃるというのは議員の質問で初めて知って少し調べてみたんですけども、なかなかハードルが高いなというふうに思ったところですが、資料を見させていただいたら4か月半ほどで、質問の中にもありましており、75時間の講義、実習などを受けないといけないということで、費用も40万円以上かかるようでありますし、また毎年更新費用がかかるというようなことでありました。ですので、5か月目には開業ということが前提にないとなかなか認められないのかなというふうに見たところですけども、そういった皆さんが、そういったことをできると、ぜひ、やってみたいという方がいらっしゃれば、でも東京都のほうでは、幾つか、都、区などで支援をしているということでもあります。まずは今年度、例えば、そういったことの紹介をして、ぜひ受けたいというようなニーズがあれば、新年度予算で予算組を検討するとか、そういったようなことは考えられるのかなと思います。

また、当然、利用される方も利用料がかかるように見ましたんで、その部分をどうするかなんですが、高千穂町が職員で支援をしている今の支援の在り方では不足するのかというと、割と充実してんのかなというふうには思っているところですが、要は私もやりたいというような手を挙げていただける方がいらっしゃるかどうか、その把握をまずはさせていただいて、もし、おられるならば、支援ということも前向きに検討できるのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当に町長、前向きな御返答ありがとうございます。

実は、この産後ドゥーラの方たちというのは、すごく、まだ九州では少ない状況でありまして、私が知るところでは、宮崎県に1人ということと熊本に2人という形で、今、活動されていると

いうことを聞きました。しかし、この知識をしっかり持った上での子供さん、子育てに関わる方たちの養成というのは、これからは必須ではないかなというふうに考えますので、改めて、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

このたびの法改正により、児童福祉法と母子保健法の枠を超えたこども家庭センターに対して、家事・育児等の支援が受けやすくなっております。これからは家庭センターを中心に、これまで以上に様々な情報等を共有し、行政の助けを必要とする子供や保護者の支援につなげていただきたいと思います。

前内倉町長が、かゆいところに手が届く町政と言われておりました。まさにこの事業の推進により、これまで以上に皆様に寄り添った必要な支援ができるのではないかなというふうに思っております。

最後に、再度町長に事業推進に向けて前向きな答弁をもう一度いただき質問を終わりたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

いろいろな細かい支援というのは本当に必要だというふうに思っております。我々がそんなに利用があるだろうかなと思いながらやってみたら利用が多かったというような事業も中にはあります。例えば、答弁で述べさせていただきましたけれども、産後ケア事業について、高千穂町では、これまで助産院というようなところがなかったわけですが、ぜひ、やりたいという方がいらっしゃったので、その利用について支援をする形を取ったところ、予算が足りないほど利用が増えているといったこともあります。

出産は本当に女性にとって大変なことであるというのは認識しておりますので、まずはニーズを把握するということから始めていただいて、ぜひ、やりたいということであれば、当然そういった方がいらっしゃれば、子育てに対する支援策というのは、民間の皆さんの頑張りのもと、あと行政と連携してやることによって、さらに充実すると思いますので、そこらあたりのニーズの把握を行って、ニーズがあるようであれば、事業化をするということで、まずは、その把握からやらせていただいていたの検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議員（8番 中島 早苗議員） 以上で終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕
午前11時50分散会
